相続豆知識

★相続登記制度が義務化されました。

令和6年4月1日スタート！！

（令和6年3月31日以前に死亡した人の相続も適用されます。）

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければなりません。

＊＊正当な理由なく違反した場合は10万円以下の過料が科せられます。＊＊

★★法定相続情報証明制度

相続が発生し、金融機関等に対して相続手続きが必要となった場合、法務局が相続人が誰であるかを証明した書面を交付します。手続きの時間短縮が図れます。

STEP1：死亡後（戸籍など必要な書類を集める。）

⇩

STEP2：法定相続情報一覧図の作成

⇩

STEP3：申出書の記入・登記所への届出

⇩

法定相続情報一覧図の写しの交付

★★★相続土地国庫帰属制度

相続した土地を手放したい人が増えていることから、国が引き取る制度が始まりました。

申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付します。（最低20万円）

注）建物や障害物がある土地、境界の争いのある土地など、法律に定められた一定の事実が存在する土地は引き取りができません。

～詳しいパンフレットがございます。
窓口にお声掛けください。～

信寿会新聞

第　44　号

発行所
川之江信用金庫

信寿会新聞の発刊のお知らせ

かわしんから信寿会会員様（当金庫に年金受取口座をご指定頂いているお客様）へお届けする情報紙第44号です。当金庫の活動情報やお知らせをご案内します。

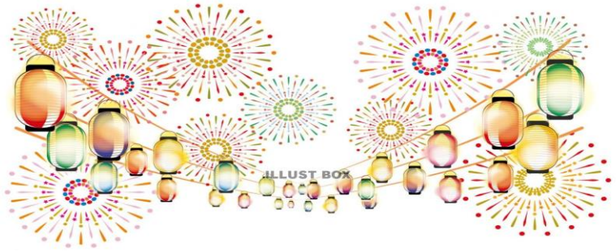

紙まつり
念願の初優勝！

♡年金振込日はお客様感謝デー♡

お客さまが心地よく過ごしていただける窓口を目指してます(^_-)-☆

【本店】

【上分支店】

【三島支店】

【南支店】

【東支店】

【西支店】

当金庫主催イベント情報

7月6日（土）7日（日）
～理事長旗争奪少年野球大会～

6月1日（土）
～お遍路さんお接待～

5月26日（日）
～レクバレー大会～

7月21日（日）
～天神祭～

当金庫年金受給者限定のローン

年金受取予約をした方もご利用いただけます。

ご融資期間　3か月以上5年以内
固定金利　**年3.6%**

ご融資期間　5年超10年以内
固定金利　**年4.6%**

ご利用いただける方：満60歳以上で最終返済の年齢が満80歳以下の方
お使いみち　：健康で文化的な生活を営む資金
（リフォーム資金、自動車の購入資金旅行費用ほか）
ご融資金額　：100万円以内
ご融資期間　：3か月以上10年以内（元金返済据置は6カ月以内）
ご返済方法　：隔月元利金返済（約定返済日は偶数月15日）
毎月元利金返済も可能（約定返済日は毎月15日）

＊＊詳しくは窓口までお問い合わせください＊＊
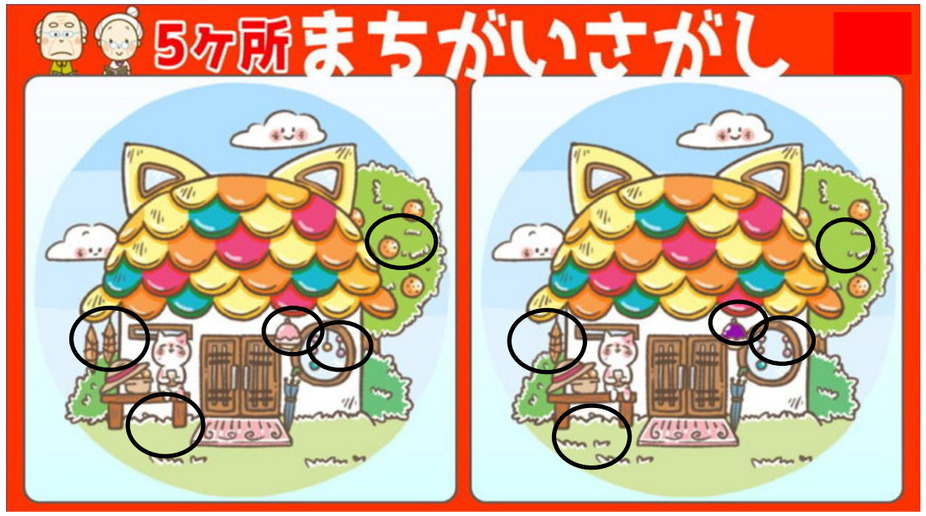
★★答え合わせ★★